

Ⅲ. 調査結果の総括

(1) 身体拘束の現状

本調査では施設内拘束率の分布を示したが、これを見ると拘束率が5%未満の施設が多く、身体拘束の実施を完全に廃止するには至らないものの、それに近い状態に達している施設が相当数に上っている。

身体拘束が実施された場合の被拘束者の属性としては、①年齢が高く、②男性で、③要介護度が高く、④認知症が重症で、⑤寝たきり度が高いほど、身体拘束を受けるリスクは高まることが予想される。また、身体拘束の行為種別を見ると、ベッド柵やY字型拘束帯・腰ベルト等などの行為が多かった。

一方、主たる身体拘束の実施状況を見ると、「緊急やむを得ない」もので他に方策のない状況であることが多いことが示されている。家族への説明等も高い割合で実施されており、身体拘束を実施する際の判断や手続きは浸透しつつあるものと思われる。しかし、「緊急やむを得ない」場合に該当しない身体拘束が約3割あった点については、今後の改善課題といえよう。

(2) 身体拘束の廃止に向けての取組み状況

多くの施設において、身体拘束廃止委員会等の組織の設置や、家族への説明方法の整備、対応方針や手続きの策定といった身体拘束の廃止に向けた取組みが行われていた。介護事故なども全体としては特に増加はしておらず、施設外の研修等の受講なども含めた取組みが一定の効果をあげていると思われる。さらに、過半数の施設で身体拘束の廃止に向けて3年以上の継続的な取組みがなされている。その中で、具体的な手続きや判断方法の策定、施設内での学習体制が未整備な施設が認められたため、今後これらの実践を一段と推進するため、取組みが行われることが望まれる。また、このことを確かにするためにも、都道府県における実地指導時の調査・指導内容の一層の充実が期待される。

(3) 身体拘束の廃止に向けての取組み等と拘束率との関係

施設内拘束率の分布状況は、施設の対応方針や身体拘束を行う際の手続き、講習・研修等の受講状況や学習状況といった、身体拘束の廃止に向けた取組みの状況と関連しており、これらの取組みが十分に実施されている場合ほど、施設内拘束率の低い施設の割合が高いことが示された。これらの傾向は、身体拘束廃止の阻害要因として指摘されやすい人員配置状況に比べても関連性はより強い。また、身体拘束を一切行わない、あるいは行わざるを得ない場合でも一定の手続きを課すといった方針と手続きの策定、管理者やリーダーなどの業務に関する決定権者の学習状況と施設内での学習の実践といった、トップが決意し、施設全体へ浸透させるような取組みも効果をもたらしていると考えられる。従ってこれらの取組みが既に行われている施設では、これをさらに推進し、十分でない施設では今後早急に取り組むことが望まれる。

資 料

1. 身体拘束に関する規定等

平成 11 年 3 月 31 日、介護保険施設等の「人員、設備及び運営に関する基準」が定められ、いわゆる「身体拘束禁止規定」が示された。

<介護保険指定基準の身体拘束禁止規定>

「サービスの提供に当たっては、当該入所者(利用者)又は他の入所者(利用者)等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の入所者(利用者)の行動を制限する行為を行ってはならない」

平成 12 年 3 月 17 日付の通知等により、下記のとおり「緊急やむを得ない」との除外規定が安易に適用されることを防止し、実際に行われた拘束の適切性を検証するための措置が講じられた。

<「緊急やむを得ない」場合に対する介護保険指定基準に関する通知>

「緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者(利用者、入院患者)の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない」

その後、厚生労働省ではこうした施策の趣旨を徹底し、その実効性を担保するため、平成 12 年 6 月に「身体拘束ゼロ作戦推進会議」を発足させ、「身体拘束ゼロ作戦」として、国庫補助制度を創設した上で推進会議の開催・身体拘束相談窓口の設置・相談員養成研修事業の実施(以上平成 13 年度より)・家族支援事業の実施(平成 14 年度より)からなる都道府県等における推進体制の整備、シンポジウムの開催、身体拘束廃止を支えるハード面の改善の推進などが図られた。その中で、平成 13 年 3 月、身体拘束廃止の趣旨や具体的なケアの工夫、実例等を盛り込んだ「身体拘束ゼロへの手引き：高齢者ケアに関わるすべての人に」がまとめられた。この「身体拘束ゼロへの手引き」では、例外的に身体拘束を行う「緊急やむを得ない」場合がどのような要件により判断され、かつどのような手段によりその判断が担保されるかについて示されている。具体的には、いわゆる「例外 3 原則」として、『切迫性』『非代替性』『一時性』の三つの条件が満たされ、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られる」とし、以下のような点が指摘されている。

<三つの要件をすべて満たすことが必要>

- (1) 切迫性: 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- (2) 非代替性: 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- (3) 一時性: 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

<手続きの面でも慎重な取り扱いが求められる>

- (1) 「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は、担当のスタッフ個人(または数名)では行わず、施設全体としての判断が行われるように、あらかじめルールや手続きを定めておく
- (2) 利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできるだけ詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める
- (3) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合についても、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除すること

<身体拘束に関する記録が義務付けられている>

- (1) 「緊急やむを得ない」場合に対する介護保険指定基準に関する通知(前掲)
- (2) 日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に関わる再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、ケアスタッフ間、施設全体、家族等関係者の中で直近の情報を共有する(「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」の例示あり)。この「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」は、施設において保存し、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにしておく必要がある

また同「手引き」では、介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的な行為として、以下の11種の行為を示している。

<身体拘束禁止の対象となる具体的な行為>

- (1) 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- (6) 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- (11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

これに伴い、厚生労働省では平成13年5月に介護保険施設等の指導監査における着眼点を改正し、緊急やむを得ない場合に要する記録にあたって「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」等を参考に適切な記録を作成し保存していること、施設の管理者及び従業者が身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っていること、施設管理者は「身体拘束廃止委員会」などを設置し施設全体で身体拘束廃止に取り組み改善計画を作成していること及び身体拘束に該当する具体的な行為11種を明示した。また介護保険施設等の「人員、設備及び運営に関する基準」を改正し、「緊急やむを得ず」身体拘束を行う場合にその態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、当該の記録を2年間保存するという義務を明記した(平成15年4月より施行)。

【現場責任者用】

身体拘束状況調査票Ⅰ

記入者は、看護・介護現場において責任を担っている方をお願いします。
 (「回答用紙」の該当する箇所に必要な事項を記載してください。回答が不明な場合は空欄で結構です。)

- 事業所番号
- 施設種別
- 役職名
- 開設年度

【施設に関する基礎情報】

問1 定員数(平成17年2月21日現在)

問2 入所者(利用者)数(平成17年2月21日現在)

※ 空床利用の短期入所生活介護または短期入所療養介護を含む。

問3 看護・介護職員体制についてご記入下さい。(平成17年2月21日現在)

- (1)看護職員数(常勤換算)
- (2)介護職員数(常勤換算)
- (3)夜間における看護・介護職員ごとの夜勤者配置状況
 - ① 夜間看護職員配置人員数
 - ② 夜間帯介護職員配置人員数
- (4)夜間勤務時間帯
- (5)人員配置に関する特別な工夫の有無及び内容

【入所者(利用者)に関する基礎情報】

問4 入所者(利用者)の状況(平成17年2月21日現在)

- (1)平均年齢
- (2)男女別人数
- (3)平均入居月数
- (4)要介護度別人数
 - (自立、要支援、要介護1、要介護2、要介護3、要介護4、要介護5)
- (5)認知症高齢者の日常生活自立度別人数
 - (自立、ランクⅠ、ランクⅡ、ランクⅢa、ランクⅢb、ランクⅣ、ランクM)
- (6)障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)別人数
 - (自立、ランクJ、ランクA、ランクB、ランクC)
- (7)特殊治療を行っている人数
 - (0:なし、1:点滴、2:経管栄養(経鼻)、3:経管栄養(経胃ろう)、4:経管栄養(その他)、5:中心静脈栄養、6:気管切開、7:その他)
- (8)オムツ使用者数
 - (1:昼間は不要だが夜間は必要な者、2:昼夜を問わず必要な者)
- (9)皮膚疾患患者数(施設において治療中、又は治療のため通院中の者)

身体拘束状況調査票Ⅰの記入要領

- 1 事業所番号
介護保険事業者として指定を受け、設定された介護保険事業所番号を記入してください。
- 2 施設に関する基礎調査
 - (1) 看護・介護職員数
有給・無休を問わず2月21日現在に施設に在籍する職員数を職種別に計上してください。
職員数には、2月21日の新規採用者及び休暇中の者（産前・産後休暇を含む。）、欠勤者、育児休業の代替職員は含みますが、2月21日に退職した者及び休暇・休業中（育児休業・介護休業）の者は含みません。

【例】職員数に含む者と含まない者
○ 職員数に含む者：新規採用者、休暇中の者（産前・産後休暇を含む）、欠勤者、育児休業の代替職員、派遣職員、出向職員

○ 職員数に含まない者：退職した者、休暇・休業中（育児休業・介護休業）の者、業務請負の労働者、ボランティア
 - (2) 常勤者
施設が定めた常勤の従事者が勤務すべき時間数（以下「施設の勤務時間数」という。）の全てを勤務している者をいいます。（施設の勤務時間数の全てを勤務しているパートタイマーは、ここに含みます。）
 - (3) 専従
施設内の他の職務及び併設施設・事業所等の他の職務に従事しない者をいいます。ただし、空床利用の短期入所生活介護または短期入所療養介護と兼務している場合は、専従として計上してください。
 - (4) 兼務
施設内の複数の職務に従事する者または、併設施設・事業所等にも従事する者で、従事する複数の職務別に従事者数と換算数を計上してください。
 - (5) 非常勤
常勤者以外の従事者（他の施設・事業所等にも勤務するなど収入及び時間的拘束の伴う仕事を持っている者、短時間のパートタイマー等）をいいます。看護・介護職員数と換算数を計上してください。
 - (6) 換算数
「常勤者の兼務」、「非常勤者」について、その職務に従事した1週間の勤務時間を施設の通常の1週間の勤務時間で除した数値を、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで計上してください。
ただし、1週間に勤務すべき時間数が32時間未満となる施設の場合は、換算する分母は32時間としてください。
得られた数値が0.1に満たない場合は「0.1」と計上してください。

務時間を施設の通常の1週間の勤務時間で除した数値を、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで計上してください。
ただし、1週間に勤務すべき時間数が32時間未満となる施設の場合は、換算する分母は32時間としてください。
得られた数値が0.1に満たない場合は「0.1」と計上してください。

| |
|--|
| 【換算数の計算式】 $\frac{\text{職員の1週間の勤務時間}}{\text{施設が定めている1週間の勤務時間}}$ ※1か月に数回の勤務である場合 $\frac{\text{職員の1か月の勤務時間}}{\text{〔施設が定めている1週間の勤務時間〕} \times 4 \text{ (週)}}$ |
|--|

〔従事者数の計算例〕

1週間の勤務時間を40時間と定めている施設の場合

〔例1〕介護職員3人について、1人は介護保険施設に専従、2人は他の事業所の介護職員を兼務している場合

- 専従の介護職員1人については、換算数は必要はありません。介護職員の「専従」の欄に計上してください。
- 兼務をしている2人について、2人とも1週間のうち介護保険施設に32時間、他の事業所に8時間、勤務した場合

$$\frac{\text{介護保険施設の介護職員 (32時間} \times 2\text{人)}}{64\text{時間} \div 40\text{時間}} = 1.0\text{人}$$

〔例2〕非常勤介護職員2人について、週2日（各日3時間）勤務の非常勤介護職員が1人と、週3日（各日5時間）勤務の非常勤介護職員が1人いる場合

$$\frac{[(3\text{時間} \times 2\text{日} \times 1\text{人}) + (5\text{時間} \times 3\text{日} \times 1\text{人})]}{64\text{時間}} = 0.525 \rightarrow 0.5\text{人}$$

〔例3〕看護師3人が、介護保険施設の入所者と、併設している短期入所生活介護事業所（空床利用を除く）の入所者に対して一体的に看護業務を行っている場合

「常勤者の兼務」について、併設施設・事業所と業務を一体的に行っていることから、勤務時間による換算数が困難な場合は、利用者数により按分して換算数を計上してください。

介護保険施設の利用者数 80人
 短期入所生活介護事業所の利用者数 20人 } 計100人

(介護保険施設の看護師)
 $80人 \div 100人 = 0.8人$
 $0.8 \times 3人 = 2.4人$

[記入例]

問3 (1) 看護職員数(常勤換算)

| 常勤者 | | | 非常勤者 | |
|-----|----|-----|------|--|
| 専従 | 兼務 | 換算数 | 換算数 | |
| | 3 | 2.4 | | |

例3

(2) 介護職員数(常勤換算)

| 常勤者 | | | 非常勤者 | |
|-----|----|-----|------|-----|
| 専従 | 兼務 | 換算数 | 換算数 | |
| 1 | 2 | 1.6 | 2 | 0.5 |

例1 例2

- 3 入所者(利用者)に関する基礎情報
 2月21日現在の入所者(利用者)の状況を記入してください。
- (1) 平均年齢
 小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで計上してください。
- (2) 平均入居月数
 小数点以下第1位を四捨五入した月数を記入してください。
- (3) 認知症高齢者の日常生活自立度別人数
 「痴呆性老人の日常生活自立度判定基準」の活用について(平成5年10月26日老健第135号)により計上してください。
- (4) 障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)別人数
 「障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準」の活用について(平成3年11月18日老健第102-2号)により計上してください。

[現場責任者用]

身体拘束状況調査票Ⅱ(回答用紙)

| | |
|---------|--|
| 都道府県コード | |
| 事業所番号 | |

(問) 平成17年2月21日から27日の1週間の間に行われたすべての身体拘束事例について、別紙「記入要領」を参考に記入してください。

| No | 年齢 | 性別 | 入居月数 | 要介護度 | 認知症高齢者自立度 | 日常生活自立度 | 特性治療の有無 | 排渇方法 | 身体拘束の行為種別 | 開始年度 | | S H ()年度 | |
|----|--------|----|------|----------------|------------------------|------------|-----------------|------------|---|-----------|--------|--------------|--------------------------------|
| | | | | | | | | | | 例外3原則との関係 | 拘束の理由等 | 拘束中止の可能性 | 拘束日数 |
| 1 | 1 2 | 女 | 6月 | 自立・支・1・2・3・4・5 | 自立・I・II・IIIa・IIIb・IV・M | 自立・J・A・B・C | 0・1・2・3・4・5・6・7 | 1・2 3・4 | 1・2・3・4・5・6・7・8・9 10・11・12・13・14・15・16 | 1 2 | 1-2-3 | 1-2-3 4-5 | 1-2 1-2-3 3-4 4-5-6-7 |
| 2 | 1 2 | 女 | 6月 | 自立・支・1・2・3・4・5 | 自立・I・II・IIIa・IIIb・IV・M | 自立・J・A・B・C | 0・1・2・3・4・5・6・7 | 1・2 3・4 | 1・2・3・4・5・6・7・8・9 10・11・12・13・14・15・16 | 1 2 | 1-2-3 | 1-2-3 4-5 | 1-2 1-2-3 3-4 4-5-6-7 |
| 3 | 1 2 | 女 | 6月 | 自立・支・1・2・3・4・5 | 自立・I・II・IIIa・IIIb・IV・M | 自立・J・A・B・C | 0・1・2・3・4・5・6・7 | 1・2 3・4 | 1・2・3・4・5・6・7・8・9 10・11・12・13・14・15・16 | 1 2 | 1-2-3 | 1-2-3 4-5 | 1-2 1-2-3 3-4 4-5-6-7 |
| 4 | 1 2 | 女 | 6月 | 自立・支・1・2・3・4・5 | 自立・I・II・IIIa・IIIb・IV・M | 自立・J・A・B・C | 0・1・2・3・4・5・6・7 | 1・2 3・4 | 1・2・3・4・5・6・7・8・9 10・11・12・13・14・15・16 | 1 2 | 1-2-3 | 1-2-3 4-5 | 1-2 1-2-3 3-4 4-5-6-7 |
| 5 | 1 2 | 女 | 6月 | 自立・支・1・2・3・4・5 | 自立・I・II・IIIa・IIIb・IV・M | 自立・J・A・B・C | 0・1・2・3・4・5・6・7 | 1・2 3・4 | 1・2・3・4・5・6・7・8・9 10・11・12・13・14・15・16 | 1 2 | 1-2-3 | 1-2-3 4-5 | 1-2 1-2-3 3-4 4-5-6-7 |
| 6 | 1 2 | 女 | 6月 | 自立・支・1・2・3・4・5 | 自立・I・II・IIIa・IIIb・IV・M | 自立・J・A・B・C | 0・1・2・3・4・5・6・7 | 1・2 3・4 | 1・2・3・4・5・6・7・8・9 10・11・12・13・14・15・16 | 1 2 | 1-2-3 | 1-2-3 4-5 | 1-2 1-2-3 3-4 4-5-6-7 |
| 7 | 1 2 | 女 | 6月 | 自立・支・1・2・3・4・5 | 自立・I・II・IIIa・IIIb・IV・M | 自立・J・A・B・C | 0・1・2・3・4・5・6・7 | 1・2 3・4 | 1・2・3・4・5・6・7・8・9 10・11・12・13・14・15・16 | 1 2 | 1-2-3 | 1-2-3 4-5 | 1-2 1-2-3 3-4 4-5-6-7 |
| 8 | 1 2 | 女 | 6月 | 自立・支・1・2・3・4・5 | 自立・I・II・IIIa・IIIb・IV・M | 自立・J・A・B・C | 0・1・2・3・4・5・6・7 | 1・2 3・4 | 1・2・3・4・5・6・7・8・9 10・11・12・13・14・15・16 | 1 2 | 1-2-3 | 1-2-3 4-5 | 1-2 1-2-3 3-4 4-5-6-7 |
| 9 | 1 2 | 女 | 6月 | 自立・支・1・2・3・4・5 | 自立・I・II・IIIa・IIIb・IV・M | 自立・J・A・B・C | 0・1・2・3・4・5・6・7 | 1・2 3・4 | 1・2・3・4・5・6・7・8・9 10・11・12・13・14・15・16 | 1 2 | 1-2-3 | 1-2-3 4-5 | 1-2 1-2-3 3-4 4-5-6-7 |
| 10 | 1 2 | 女 | 6月 | 自立・支・1・2・3・4・5 | 自立・I・II・IIIa・IIIb・IV・M | 自立・J・A・B・C | 0・1・2・3・4・5・6・7 | 1・2 3・4 | 1・2・3・4・5・6・7・8・9 10・11・12・13・14・15・16 | 1 2 | 1-2-3 | 1-2-3 4-5 | 1-2 1-2-3 3-4 4-5-6-7 |

※ お手帳ですが、適宜、用紙をコピーしてご記入下さい。

身体拘束状況調査票Ⅱの記入要領

- 記入者は、看護・介護現場において責任を担っている方をお願いします。
- 調査票は、平成17年2月21日～27日の1週間について、作成してください。
- 調査票の該当する事項に○を、又は必要事項を記入してください。
- 身体拘束を行わなかった施設については、「事業所番号」、「施設種別」、「役職名」、「開設年度」のみを記入のうえ、返送してください。
- 事業所番号 ……介護保険事業所として指定を受け、設定された事業所番号を記入してください。
- 施設種別 ……1:介護老人福祉施設、2:介護老人保健施設、3:介護療養型医療施設
- 役職名 ……1:看護部長等、2:介護士長等、3:その他(役職名を記入してください)
- 性別 ……1:男性、2:女性
- 入居月数 ……月数で記入してください。(例)2年2月の場合:26月
- 認知症高齢者自立度 ……認知症高齢者自立度は、「痴呆性老人の日常生活自立度判定基準」によるランクのことである。
- 日常生活自立度 ……日常生活自立度は、「障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準」によるランクのことである。
- 特殊治療の有無 ……0:なし、1:点滴、2:経管栄養(経鼻)、3:経管栄養(経胃ろう)、4:経管栄養(その他)、5:中心静脈栄養、6:気管切開、7:その他
- 排泄方法 ……1:ポータブル、2:尿器、3:おむつ、4:カテーテル等(該当しない場合は記入の必要なし)
- 身体拘束の行為種別 ……下記の身体拘束の行為種別のうち、主たる(最も長く行った)拘束行為種別1つに○を記入してください。また、その他の拘束行為を行った場合は△を記入してください(その他の拘束行為は複数回答あり)。
 - 排泄しないように、車いすやベッドに体幹や四肢をひも等で縛ること。
 - 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛ること。
 - 自分で降りられないように、ベッドを横(サイドレール)で囲むこと。
 - 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛ること。
 - 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の関節を制限するミトン型の手袋等をつけること。
 - 車いすやいすからずり落ちたりしないように、腰ベルトをつけること。
 - 車いすやいすからずり落ちたりしないように、Y字型拘束帯をつけること。
 - 車いすやいすからずり落ちたりしないように、車いすテーブルをつけること。
 - 車いすやいすから立ち上がったりしないように、腰ベルトをつけること。
 - 車いすやいすから立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯をつけること。
 - 車いすやいすから立ち上がったりしないように、車いすテーブルをつけること。
 - 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを助けるようないすを使用すること。
 - 股衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せること。
 - 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛ること。

- 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させること。
- 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離すること。
- 例外3原則とは、緊急やむを得ない場合に例外的に身体拘束を行う場合の要件のことである(①切迫性、②非代替性、③一時性の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続が極めて慎重に実施されているケースに限られること。)
 - 該当、2:非該当…主たる拘束行為を一番長く行った日の身体拘束(14で○をつけたもの)について記入してください。
 (参考) ①切迫性…利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
 ②非代替性…身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
 ③一時性…身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること
- 時 間 ……1:昼間()時間、2:夜間()時間…主たる拘束行為を一番長く行った日の身体拘束(14で○をつけたもの)について、時間数を記入してください。(小数点以下四捨五入)(夜間とは、夜間勤務時間帯のことである)
- 家庭への説明・報告 ……1:事前説明、2:事後報告、3:説明なし…主たる拘束行為を一番長く行った日の身体拘束(14で○をつけたもの)について記入してください。
- 拘束の理由等 ……1:生命等が危険で他に方法がなかった
 2:生命等の危険はあったが、人手があれば拘束は不要だった
 3:拘束以外の方法は検討しなかった
 4:拘束は不要に感じたが、家族が強く要望した
 5:拘束は不要だったように思う
 (主たる拘束行為を一番長く行った日の身体拘束(14で○をつけたもの)について記入してください。)
- 拘束中止の可能性 ……1:中止はできる、2:中止はできない…主たる拘束行為を一番長く行った日の身体拘束(14で○をつけたもの)について記入してください。
- 拘束日数 ……1:1日、2:2日、3:3日、4:4日、5:5日、6:6日、7:7日…調査期間のうち、身体拘束を行った総日数を記入してください。
- 拘束時間帯 ……1:夜間、2:利用者の起床時、3:食事時間帯、4:夕方、5:休日等スタッフの人手が少ない時等、6:その他 (複数回答あり)

○ 身体拘束状況調査票Ⅱ(回答用紙)記入例

(例)Aさん(70歳、男性)の場合

- 主たる(最も長く行った)身体拘束の行為種別が「2」であり、その他、時々々の状況に応じて「4」、「10」の拘束を行った場合。
- 主たる身体拘束行為「2」を最も長く行った日において、「2」の拘束行為を昼間5時間、夜間12時間行った場合。
- 調査期間(1週間)のうち、拘束行為「2」「4」「10」のいずれかの身体拘束を行った日数の総数が6日の場合。
- 調査期間(1週間)のうち、拘束行為「2」「4」「10」のいずれかの身体拘束を、夜間および食事時間帯に行った場合。

| No. | 年齢 | 性別 | ～(略)～ | 身体拘束の行為種別 | ～(略)～ | 時間 | ～(略)～ | 拘束日数 | 拘束時間帯 |
|-----|----|--------|-------|--|-------|---------------|-------|--------------------|---------------------|
| 1 | 70 | ① 2 | | 1(2) 3(A) 5・6・7・8・9 △、11・12・13・14・15・16 | | 1(5) 2(12) | | 1・2・3・ 4・5(6)・7 | ①・2・ ③・4・ 5・6 |

身体拘束状況調査票Ⅲ

【看護・介護現場に対するアンケート項目】

記入者は、看護・介護現場において責任を担っている方をお願いします。
(「回答用紙」の該当する箇所)に○を、または必要事項を記載してください。回答が不明な場合は空欄で結構です。)

- 事業所番号 介護保険事業者として指定を受け、設定された事業所番号を記入してください。
○ 施設種別 1:介護老人福祉施設、2:介護老人保健施設、3:介護療養型医療施設
○ 役職名 1:看護部長等、2:介護士長等、3:その他(役職名を記入してください)
○ 開設年度

【身体拘束の実態について】

問1 身体拘束をする(した)場合、身体拘束廃止委員会などに諮る仕組みは設けていますか、該当する事項に1つ○を記入してください。また、「2」と回答された場合は、語った割合(％、小数点第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで針上)も記入してください。
1 すべて諮ることとしている
2 必要に応じて諮ることとしている
3 そのような委員会は設けていない

問2 施設サービス計画の作成時に、身体拘束を誘発するリスクを検討する仕組みになっていますか、該当する事項に1つ○を記入してください。また、「3」と回答された場合は、具体的に記入してください。
1 そのためのチェック項目を設け、カンファレンスするなど創意工夫を行っている
2 そのための特別な取り組みはしていない
3 その他()

問3 身体拘束をする(した)場合、家族への説明をすることになっていますか、該当する事項に1つ○を記入してください。
1 家族へ説明し、同意書をいただく取扱いとしている
2 家族へ説明し、同意はいただくが口頭了解を記録する取扱いとしている
3 家族へ説明はするが、報告的なものであり特に同意を求める趣旨ではない
4 特に説明する取扱いとはしていない

問4 身体拘束をする(した)場合の記録の取扱いはどうに行っていますか、該当する事項のすべてに○を記入してください(複数回答あり)。また、「5」と回答された場合は、具体的に記入してください。
1 カルテへ記載する
2 看護・介護記録へ記載する
3 身体拘束などのリスク管理専用の経過観察記録へ記載する
4 特に記載方法・内容について取扱いは決めてない
5 その他()

問5 入所者(利用者)本人又は家族から身体拘束に関する記録の開示請求があった場合は、開示していますか。該当する事項に1つ○を記入してください。また、「2」と回答された場合は、具体的な対応方法を記入してください。

- 1 すべて開示している
2 個別に対応している
3 これまで請求を受けたことはないが、請求があれば開示する方針である
4 開示請求には応じない

【身体拘束に関する基本方針】

問6 身体拘束についての施設の対応方針はどのようになっていますか、該当する事項に1つ○を記入してください。また、「5」と回答された場合は、具体的に記入してください。
1 一切行わない方針である
2 「緊急やむを得ない」場合に限り身体拘束廃止委員会に諮るなど、一定の手続きを前提に容認している
3 「緊急やむを得ない」場合に限る方針であるが、判断は個々の担当者にあ任している
4 特に方針は掲げておらず、個々の担当者の判断で処理している実態にある
5 その他()

問7 身体拘束を行う場合の手続きを定めていますか、該当する事項に1つ○を記入してください。
1 定めている
2 一切行わないこととしているので定めていない
3 個別ケースごとに協議して対応することとしているので定めていない
4 現場の判断にあ任しているので特に定めたものはない

問8 身体拘束禁止の対象となる具体的な行為のうち、厳しすぎると考えている行為がありますか、該当する事項のすべてに○を記入してください(複数回答あり)。
1 徘徊しないように、車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛ること
2 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛ること
3 自分で降りられないように、ベッドを欄(サイドレール)で囲むこと
4 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛ること
5 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつけること
6 車いすや椅子からずり落ちたりしないように、腰ベルトをつけること
7 車いすや椅子からずり落ちたりしないように、Y字型拘束帯をつけること
8 車いすや椅子からずり落ちたりしないように、車いすテーブルをつけること
9 車いすや椅子から立ち上がったりしないように、腰ベルトをつけること
10 車いすや椅子から立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯をつけること
11 車いすや椅子から立ち上がったりしないように、車いすテーブルをつけること
12 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用すること
13 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せること
14 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛ること
15 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させること
16 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離すること

【身体拘束廃止の推進に伴う変化について】

問9 身体拘束廃止に取り組んで、どれくらいになりますか、該当する事項に1つ○を記入してください。また、「6」と回答された場合は、その理由を記入してください。
1 1年未満 4 3年～4年
2 1年～2年 5 4年以上
3 2年～3年 6 取り組んでいない()

【現場責任者用】

※ 問2で「6」に回答された方は、問26以降の質問にお答えください。

- 問10 身体拘束廃止に向けて取り組んできた現在と取り組み以前とは、どのような変化がありますか。該当する事項に1つ〇を記入してください。また、「1」と回答された場合はその時期、「2～4」と回答された場合は取り組みはじめる直前と現在を比較して、拘束人数又は拘束率(%)、小点数第2位を四捨五入し、小点数以下第1位まで計上)も記入してください。
- 1 身体拘束を一切行わないこととした
 - 2 身体拘束を受けた入所者(利用者)数が少なくなった
 - 3 身体拘束の実態(拘束人数、又は拘束率)は変わらない
 - 4 身体拘束がより多く行われるようになってきた
- 問11 身体拘束廃止に取り組んでからの直接介護量について、どのように感じていますか。該当する事項に1つ〇を記入してください。
- 1 減った
 - 2 どちらかと言えば減った
 - 3 変わらない
 - 4 どちらかと言えば増えた
 - 5 増えた
- 問12 身体拘束廃止の取り組みが推進できた(できている)と思われる施設のみ記入してください。その要因について、該当する事項のすべてに〇を記入してください(複数回答あり)。また、「3」と回答された場合は責任を負うことを表明した役職名を、「12」と回答された場合は、具体的に記入してください。
- 1 管理者等幹部の指示・指導が厳しかったから
 - 2 管理者等幹部が現場の取り組みを評価してくれたから
 - 3 管理者等幹部が最終責任を負うことを表明してくれたから
 - 4 看護・介護職のリーダーの指導力が優れていたから
 - 5 看護・介護体制を強化してくれたから
 - 6 組織ぐるみで取り組む雰囲気が高まったから
 - 7 研修等により知識、対応方法を身につけたから
 - 8 身体拘束の弊害を改めて認識したから
 - 9 常に身体拘束原因の有無を念頭に置いてアセスメントし、サービス計画を検討するようになったから
 - 10 身体拘束をする際にその理由を慎重に検討する仕組みが定着してきたから
 - 11 家族の理解を得ることができたから
 - 12 その他()
- 問13 身体拘束廃止に取り組んでいるが、推進できない(できていない)と思われる施設のみ記入してください。その要因について、該当する事項のすべてに〇を記入してください(複数回答あり)。また、「8」と回答された場合は具体的に記入してください。
- 1 管理者等幹部の理解が得られないから
 - 2 事故が起きたときに現場のみに責任を押しつけられる恐れがあるから
 - 3 看護・介護体制の強化を図られず余裕がなかったから
 - 4 管理者や職員に廃止しようという意欲がたりないから
 - 5 入所者(利用者)の重症化が進み余裕がないから
 - 6 研修を受けた者がいないから
 - 7 どうしたらよいかわからないから
 - 8 その他()

【現場責任者用】

- 問14 身体拘束廃止に取り組んでからの介護事故の状況はどうか。取り組みはじめる直前と現在を比較して、該当する事項に1つ〇を記入の上、1:増加又は2:減少した割合(%)、小点数第2位を四捨五入し、小点数以下第1位まで計上)を記入してください。また、「6」については介護事故の種類も記入してください。
- (1)転倒

| | | |
|--------|--------|---------|
| 1 増加した | 2 減少した | 3 変わらない |
|--------|--------|---------|
 - (2)転落・ずり落ち

| | | |
|--------|--------|---------|
| 1 増加した | 2 減少した | 3 変わらない |
|--------|--------|---------|
 - (3)顔面・窒息

| | | |
|--------|--------|---------|
| 1 増加した | 2 減少した | 3 変わらない |
|--------|--------|---------|
 - (4)点滴・経管チューブの自己抜去

| | | |
|--------|--------|---------|
| 1 増加した | 2 減少した | 3 変わらない |
|--------|--------|---------|
 - (5)骨折・捻挫打撲等

| | | |
|--------|--------|---------|
| 1 増加した | 2 減少した | 3 変わらない |
|--------|--------|---------|
 - (6)その他の介護事故

| | | |
|--------|--------|---------|
| 1 増加した | 2 減少した | 3 変わらない |
|--------|--------|---------|
- 問15 身体拘束廃止に取り組んでから、介護事故をめぐり入所者(利用者)や家族などからの苦情が増えましたか。取り組みはじめる直前と現在を比較して、該当する事項に1つ〇を記入の上、1:増加又は2:減少した割合(%)、小点数第2位を四捨五入し、小点数以下第1位まで計上)を記入してください。
- 1 増加した
 - 2 減少した
 - 3 変わらない
- 問16 身体拘束廃止に取り組んでから、介護事故に起因して損害賠償を求められた例はありますか。「1」または「2」のいずれかに〇を記入してください。また、「1」と回答された場合は、その対応方法について該当する事項のすべてに〇を記入し(複数回答あり)、その件数を記入してください。
- 1 賠償を求められたことがある

| |
|------------------|
| 1-1 それに応じたことがある |
| 1-2 求められたが応じなかった |
| 1-3 現在係争中である |
 - 2 賠償を求められたことはない
- 問17 身体拘束廃止に取り組んでからも、入所者(利用者)、または家族から拘束してほしいという申し出がありますか。該当する事項に1つ〇を記入してください。
- 1 よくある
 - 2 時々ある
 - 3 ない
- 問18 問17で「1」又は「2」と回答された施設のみ記入してください。入所者(利用者)、または家族から拘束してほしいという申し出があった場合、身体拘束を行うことによる弊害を説明していますか。該当する事項に1つ〇を記入してください。
- 1 必要事項はすべて提示し、理解が得られるまで説明を行っている
 - 2 必要事項は説明している
 - 3 説明していない

【現場責任者用】

- 問19 身体拘束廃止の取り組み前後で、記入者自身の意識は変わりましたか。該当する事項に1つ○を記入してください。また、「6」と回答された場合は、具体的に記入してください。
- 1 拘束する辛さから解放されて精神的に楽になった
 - 2 拘束から解放されて明るくなった入所者(利用者)をみてさらに意欲が向上した
 - 3 特に何かが変わったとは思わない
 - 4 神経を使い大変であるが、これからも廃止に向けた取り組みを継続するつもりである
 - 5 事故防止に神経を使い大変つらいので、以前の方がよかったと思っている
 - 6 その他()

【身体拘束廃止への取組に関する評価について】

- 問20 身体拘束廃止に向けた貴施設の取り組みの現状についてどのように考えていますか。該当する事項に1つ○を記入してください。

- | | |
|--------|---------|
| 1 満足 | 3 やや不十分 |
| 2 やや満足 | 4 不十分 |

- 問21 身体拘束廃止に向けた貴施設の取り組みについて、今後の方針をどのように考えていますか。該当する事項に1つ○を記入してください。また、「4」と回答された場合は、具体的に記入してください。

- 1 当面、現状維持でよいと考えている
- 2 もう少し推進しなければならないと考えている
- 3 おおいに推進しなければならないと考えている
- 4 その他()

- 問22 身体拘束廃止に関する外部の講習・研修を受講した職員はいますか。該当する事項に1つ○を記入してください。また、(2)～(4)で「1」と回答された場合は、それぞれの受講した職員数及び割合(％、小数点第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで計上)を記入してください。

(1)施設管理者

- 1 受講したことがある
- 2 受講したことがない

(2)看護・介護リーダー

- 1 受講した者はいる
- 2 受講した者はいない

(3)管理職員

- 1 受講した者はいる
- 2 受講した者はいない

(4)介護職員

- 1 受講した者はいる
- 2 受講した者はいない

(5)記入者自身

- 1 受講したことがある
- 2 受講したことがない

- 問23 貴施設では身体拘束廃止に関する勉強にどのように取り組んでいますか。該当する事項に1つ○を記入してください。また、「4」と回答された場合は、具体的に記入してください。

- 1 管理者等が率先して行っている
- 2 職員だけで毎月で行っている
- 3 ほとんど行っていない
- 4 その他()

【現場責任者用】

- 問24 貴施設では、身体拘束廃止のために参考となる資料などを活用されていますか。該当する事項に1つ○を記入してください。

- 1 「身体拘束ゼロへの手引き」などの資料やビデオを活用している
- 2 参考資料の入手もそれぞれの職員に委ねられている

- 問25 貴施設の身体拘束をしない介護方法の知識・技能の水準はどうか。該当する事項に1つ○を記入してください。

- 1 おおむね修得している
- 2 やや不十分であり、不安である
- 3 かなり不十分であり、身体拘束廃止が推進できない

【都道府県の指導等について】

- 問26 身体拘束廃止相談窓口に相談したことがありますか。該当する事項に1つ○を記入してください。

- 1 相談したことがある
- 2 相談したことはない

- 問27 問26で「1」と回答された施設のみ記入してください。身体拘束相談窓口への相談は、効果がありましたか。該当する事項に1つ○を記入してください。

- 1 役に立った
- 2 少し役に立った
- 3 役に立たなかった

- 問28 問26で「2」と回答された施設のみ記入してください。身体拘束相談窓口に相談しなかった理由は何ですか。該当する事項に1つ○を記入してください。また、「4」と回答された場合は、具体的に記入してください。

- 1 相談するような条件がなかったので相談したことがない
- 2 相談窓口があることを知らなかった
- 3 施設が所在する都道府県には相談窓口が設置されていない
- 4 その他()

- 問29 都道府県等における実地指導時の身体拘束に関する調査・指導の状況はどうか。該当する事項に1つ○を記入してください。また、「5」と回答された場合は、具体的に記入してください。

- 1 本質を理解した質問とチェックが行われている
- 2 身体拘束に関して記録があるかどうかをチェックするのみ
- 3 臨床ケアや身体拘束の基本をどこまで理解しているか疑わしい
- 4 特に指導等はされたことがない
- 5 その他()

【要望・提言等】

- 問30 身体拘束廃止に関して、要望や提言がありましたら、記入してください。

身体拘束状況調査票Ⅳ

【施設管理者に対するアンケート】

記入者は、施設管理者又はそれに準ずる役割の方をお願いします。
(「回答用紙」の該当する事項に○を、または必要事項を記入してください。回答が不明な場合は空欄で結構です。)

- 事業所番号
○ 施設種別
○ 役職名
○ 開設年度

【身体拘束の実態について】

問1 身体拘束についての施設の基本方針は、どのようになっていますか。該当する事項に1つ○を記入してください。また、「5」と回答された場合は、具体的に記入してください。

- 1 一切行わない方針である
2 「緊急やむを得ない」場合に限り身体拘束廃止委員会に諮るなど、一定の手続きを前提に容認している
3 「緊急やむを得ない」場合に限り方針であるが、判断は個々の担当者に委ねている
4 特に方針は掲げておらず、個々の担当者の判断で処理している実態にある
5 その他

問2 身体拘束状況調査票Ⅱで記入された身体拘束を行った事例のうち、「拘束の理由等」の欄で「3」～「5」に○をつけた入所者(利用者)がある施設のみ記入してください。この場合の改善策として考えられるものについて、該当する事項のすべてに○を記入してください(複数回答あり)。また、「9」と回答された場合は、具体的に記入してください。

- 1 身体拘束に代わる他の介護方法の情報を収集する
2 外部の専門家を招聘して助言を求める
3 身体拘束に際する危険性の見極めが不十分だったので、アセスメントを工夫する
4 身体拘束の廃止を推進するための担当者を明確にして取り組みを強化する
5 職員が身体拘束を行わない知識、技術の修得が不十分だったので研修を強化する
6 身体拘束に際する危険性が高い入所者(利用者)の数に照らして職員体制が弱体だったのでその強化を検討する
7 車いすやベッドの工夫、環境面の配慮を検討する
8 現段階では特に改善策は考えていない
9 その他

(参考)身体拘束状況調査票Ⅱ「拘束の理由等」の「3」～「5」
(3:拘束以外の方法は検討しなかった、4:拘束は不要に感じたが、家族が強く要望した、5:拘束は不用だったように思う)

【介護事故に対するリスクの予測・管理など】

問3 貴施設ではリスクマネジメントの取り組みを行っていますか。該当する事項に1つ○を記入してください。また、「1」又は「2」と回答された場合は、取り組んでからの期間についても記入してください。

- 1 自ら行っている(行ってから 年経過)
2 担当者を決めて行わせている(行わせてから 年経過)
3 特に行っていない
4 よくわからない

問4 問3で「1」又は「2」と回答された施設のみ記入してください。行っている「リスクマネジメントの具体的な取り組み」について該当する事項のすべてに○を記入してください(複数回答あり)。また、「6」と回答された場合は、具体的に記入してください。

- 1 リスクマネジメント委員会等を設置している
2 ひやり・はつと報告の取り組みを行っている
3 予防マニュアル等を作成し分析を行い、対策方針を決めている
4 事故の対応のマニュアルを作成している
5 リスクマネジメントに関する研修を行っている
6 その他

問5 問4で「2」と回答された施設のみ記入してください。取り組んでから何年になりますか。(取り組んでから 年経過)

問6 ひやり・はつと報告や他の記録の分析をしてマネジメントに反映させていますか。該当する事項に1つ○を記入してください。

- 1 分析をして反映させている
2 分析しているが反映までではできていない
3 分析していない

問7 過去1年以内に介護事故はありましたか。該当する事項に1つ○を記入してください。また、「1」と回答された場合は、その種類について該当する事項のすべてに○を記入の上、その件数も記入してください(複数回答あり)。

なお、「1-6」と回答された場合は、具体的に事故の種類と件数を記入してください。

- 1 あった
1-1 転倒 1-4 点滴・経胃チューブの自己抜去
1-2 転落・ずり落ち 1-5 骨折・強度打撲等
1-3 誤嚥・窒息 1-6 その他
2 なかった

問8 入所者(利用者)の介護事故に対応するために損害賠償保険に加入していますか。該当する事項に1つ○を記入してください。

- 1 加入している
2 加入していない

【身体拘束の予防について】

問9 身体拘束を行うことによる弊害を認識していますか。該当する事項に1つ○を記入してください。また、「1」と回答された場合は、認識しているものについて該当する事項のすべてに○を記入してください(複数回答あり)。なお、「1-10」と回答された場合は、具体的に記入してください。

【施設管理者用】

- 1 認識している
- 1-1 関節の拘縮、筋力の低下などの身体機能の低下
 - 1-2 食欲の低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下
 - 1-3 拘束されるために起きる転倒・転落事故、窒息等の事故
 - 1-4 精神的な苦痛を与えること及び人間としての尊厳を侵すこと
 - 1-5 痴呆(認知症)の進行
 - 1-6 家族に与える精神的苦痛
 - 1-7 看護・介護職員の士気の低下
 - 1-8 介護保険施設等に対する社会的な不信、偏見
 - 1-9 さらなる拘束を必要とする等の悪循環
 - 1-10 その他()
- 2 わからない

問10 下記の身体拘束禁止の対象となる具体的な行為について認識していますか。該当する事項のすべてに○を記入してください(複数回答あり)。

- 1 寝返りしにくいように、車いすやベッドに体幹や四肢をひも等で縛ること
- 2 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛ること
- 3 自分で降りられないように、ベッドを欄(サイドレール)で囲むこと
- 4 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛ること
- 5 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつけること
- 6 車いすや車いすからずり落ちたりしないように、腰ベルトをつけること
- 7 車いすや車いすからずり落ちたりしないように、Y字型拘束帯をつけること
- 8 車いすや車いすからずり落ちたりしないように、車いすテーブルをつけること
- 9 車いすや車いすから立ち上がったたりしないように、腰ベルトをつけること
- 10 車いすや車いすから立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯をつけること
- 11 車いすや車いすから立ち上がったたりしないように、車いすテーブルをつけること
- 12 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用すること
- 13 股衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せること
- 14 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛ること
- 15 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に投与すること
- 16 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離すること

問11 緊急やむを得ない場合に、例外的に身体拘束を行う場合の要件についてはどのように思われますか。該当する事項に1つ○を記入してください。

- 1 範囲が狭すぎる
- 2 適切である
- 3 広すぎる
- 4 例外は認めるべきではない

(参考)緊急やむを得ない場合に、例外的に身体拘束を行う場合の要件「身体拘束ゼロへの手引き」

- ①切迫性…利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
 - ②非代替性…身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
 - ③一時性…身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること
- の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られること。

【施設管理者用】

問12 身体拘束に陥る危険性が高い入所者(利用者)を把握する仕組みがありますか。該当する事項に1つ○を記入してください。

- 1 ある
- 2 ない

問13 問12で「1」と回答された施設のみ記入してください。「把握する仕組み」とはどのようなものですか。該当する事項のすべてに○を記入してください(複数回答あり)。また、「4」と回答された場合は、具体的に記入してください。

- 1 施設内の身体拘束廃止委員会などの会議
- 2 施設サービス計画作成責任者を中心にカンファレンスで合意
- 3 特別のアセスメントと特別のサービス計画を作って重点観察
- 4 その他()

問14 身体拘束に陥る危険性が高い入所者(利用者)への介護のあり方を検討する仕組みがありますか。該当する事項に1つ○を記入してください。

- 1 ある
- 2 ない

問15 問14で「1」と回答された施設のみ記入してください。「検討する仕組み」とはどのようなものですか。該当する事項のすべてに○を記入してください(複数回答あり)。また、「6」と回答された場合は、具体的に記入してください。

- 1 施設内の身体拘束廃止委員会などの会議
- 2 施設サービス計画作成責任者を中心にカンファレンスで合意
- 3 特別のアセスメントと特別のサービス計画を作って重点観察
- 4 他の先進的施設に助言を求める
- 5 都道府県の相談窓口に助言を求める
- 6 その他()

問16 身体拘束を行う場合の手続きを定めていますか。該当する事項に1つ○を記入してください。

- 1 定めている
- 2 一切行わないこととしているので定めていない
- 3 個別ケースごとに協議して対応することとしているので定めていない
- 4 現場の判断に委ねているので特に定めたものはない

問17 問16で「1」と回答された施設のみ記入してください。「定めている手続き」とはどのようなものですか。該当する事項のすべてに○を記入してください(複数回答あり)。また、「10」と回答された場合は、具体的に記入してください。

- 1 「緊急やむを得ない」場合のガイドライン
- 2 施設内の手続き
- 3 入所者(利用者)本人に対する手続き
- 4 家族に対する手続き
- 5 拘束終了見込み時期
- 6 カンファレンス
- 7 記録の作成及び保存
- 8 実質上の責任者を定め事前事後の報告等
- 9 施設管理者等への説明
- 10 その他()

【施設管理者用】

- 問18 施設内に身体拘束を行わない旨のポスターや宣言文などを掲示していますか。該当する事項に1つ○を記入してください。
- 1 掲示している
 - 2 掲示していない

【身体拘束廃止推進の取組について】(※平成12年3月以前に開設している施設におたずねします。)

- 問19 介護保険制度施行前と比べて、身体拘束廃止の取り組みは推進できたと思いますか。該当する事項に1つ○を記入してください。
- 1 推進できた
 - 2 推進できていない

- 問20 問19で「1」と回答された施設のみ記入してください。「推進できた」のは、どのような要因が効果をもたらしたとお考えですか。該当する事項のすべてに○を記入してください(複数回答あり)。また、「13」と回答された場合は、具体的に記入してください。

- 1 施設管理者が廃止を明誓したこと(すべての責任は、施設管理者が持つ)
- 2 看護・介護職員の意識を変えたこと
- 3 施設内に身体拘束廃止委員会等を設置したこと
- 4 看護・介護職員の身体拘束をしない介護技術の向上を図ったこと
- 5 身体拘束廃止に関する施設内研修会を実施したこと
- 6 身体拘束廃止に関する施設外研修会に参加したこと
- 7 入所者(利用者)の家族に対して、身体拘束の弊害を説明し意識を変えたこと
- 8 施設・設備を整備し、事故が起きないような環境にしたこと
- 9 身体拘束廃止に関する先駆的な施設等の視察等を実施したこと
- 10 看護・介護職員の増員を図ったこと
- 11 第三者評価等外部の監視機構を活用したこと
- 12 身体拘束に関する情報公開に関する規則を定め、実施していること
- 13 その他()

- 問21 問19で「2」と回答された施設のみ記入してください。「推進できていない」のは、どのような要因とお考えですか。該当する事項のすべてに○を記入してください(複数回答あり)。また、「10」と回答された場合は、具体的に記入してください。

- 1 身体拘束の弊害は理解しているが、事故の発生が心配なこと
- 2 事故が発生した場合の損害賠償・家族の苦情が心配なこと
- 3 職員が不安(精神的負担)を感えているため
- 4 身体拘束を廃止するための介護の方法・技術がわからないため
- 5 管理者や職員に廃止しようという意欲がたりないこと
- 6 安全のため、家族が拘束を望んでいるため
- 7 身体拘束廃止に関する研修会に参加したことがないこと
- 8 事故が起きないような施設・設備の整備が遅れているため
- 9 職員体制の強化を図る余裕がないため
- 10 その他()

【要望・提言等】

- 問22 身体拘束廃止に関して、要望や提言がありましたら、記入してください。

介護保険施設における身体拘束状況調査

【調査結果概要】

平成17年12月

発行 認知症介護研究・研修仙台センター
〒989-3201
仙台市青葉区国見ヶ丘6丁目149-1
TEL (022) 303-7550
FAX (022) 303-7570

身体拘束廃止に向けての取組みについて

1 身体拘束ゼロ作戦の推進

(1) 趣 旨

- 介護保険法の施行に伴い、身体拘束が原則として禁止され、また、ゴールドプラン2 1においても、これを踏まえた質の高い介護サービスを実現することとされたが、その趣旨を徹底し、実効をあげていくためには、現場において身体拘束を廃止するための努力を重ねるとともに、それを関係者が支援していくことが重要。
- このため、身体拘束廃止を実現するための幅広い取組みを「身体拘束ゼロ作戦」としてとりまとめ、関係者の協力の下でこれを推進。

(2) 国の主な取組み

① 推進会議の開催

身体拘束ゼロ作戦を推進していくために、関係者をメンバーとする推進会議を開催し、身体拘束廃止に向けた幅広い意見・情報交換を行うとともに、種々の取組みを推進（平成12年6月、平成13年3月、12月の3回開催）。

② 「身体拘束ゼロへの手引き」の作成と普及

身体拘束廃止の趣旨、具体的なケアの工夫や実例などを盛り込んだ、介護現場用の手引きを作成し、その普及を図っている（平成13年3月末より配布）。

また、認知症介護研究・研修東京センターにおいて、「手引き」に基づいた啓発用のビデオを作成し、配布（平成14年7月）。

③ 身体拘束廃止を支えるハード面の改善

身体拘束廃止の実現を支えるためのハード面の改善を目的として、介護分野や福祉機器分野などの専門家からなる研究委員会を設置し、開発・普及に取り組んでいる（平成13年8月に報告書を取りまとめ配布）。

(3) 都道府県の主な取組み

※ 各都道府県の身体拘束廃止の取組を支援するため、国庫補助制度を創設（平成13年度～）。

① 身体拘束ゼロ作戦推進協議会の開催

身体拘束に関する相談を行うに当たり、関係機関との連絡調整及び相談機能の強化を図るため、関係者をメンバーとする推進協議会を開催（平成13年度～）。

② 身体拘束相談窓口の設置

都道府県の推進会議などに、介護の専門家が、介護担当者や利用者の相談に応じ、身体拘束を廃止していくためのケアの工夫等について具体的な助言・指導を行う、身体拘束相談窓口を設置（平成13年度～）。

③ 相談員養成研修事業の実施

介護相談員や在宅介護支援センターの職員などを対象として、身体拘束に関する基礎知識等の研修を行い、身体拘束廃止の助言・指導ができるような人材を養成（平成13年度～）。

④ 家族支援事業の実施

家族に対し、身体拘束の意義を理解させるための講習会を実施するとともに、住民の身体拘束に対する理解を深めるための説明会等を開催（平成14年度～）。

⑤ 推進員養成研修事業の実施

施設長、介護主任等、身体拘束廃止の取組みを施設内で指導的立場から推進することができる職員に対して、講義・演習・自施設実習を通じて、身体拘束廃止に関する実践的手法を習得し、現場レベルで取組みを行う人材を養成（平成17年度～）。

⑥ 看護職員研修事業の実施

○ 看護指導者養成研修

各都道府県において看護の指導的立場にある者を対象に、医療的な観点から身体拘束廃止の取組みを行うことができるよう、専

門的な知識・技術を修得し、各都道府県で実施される研修の企画・立案への参画、又は講師となる人材の養成（平成17年度～）。

○ 実務看護職員研修

施設等の現場において、実際に身体拘束廃止を推進することができる看護職員（看護主任等の責任者クラス）を対象に、医療的な観点から身体拘束廃止の取組みを行うための実践的な知識・技術を修得（平成17年度～）。

2 身体拘束廃止に向けた取組みに係る運営基準等の改正

(1) 運営基準等の改正

平成12年の介護保険法の施行当初より、介護保険施設等の運営基準において、入所者の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない旨を規定していたところ。

身体拘束廃止に向けて更なる取組を促すため、以下のように運営基準等を改正（平成15年4月1日より施行）。

- 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の義務を、運営基準上に明記。
 - ・ その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録。
 - ・ 当該記録を2年間保存。

- 解釈通知上に、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の手続きについて、運営規程に記載することが望ましい旨を、新たに規定。

(2) 介護保険施設等の指導監査

施設等の指導監査における着眼点において、身体拘束に係る事項を明記し、都道府県の指導監査を通じ、身体拘束の廃止に努めている。

身体拘束ゼロへの取り組み

国

身体拘束廃止ゼロ推進会議 → 「身体拘束ゼロへの手引き」の作成・配布
(平成13年)

都道府県

推進体制の整備 → 推進協議会の設置(平成13年～)
相談窓口の設置(平成13年～)
研修事業等の実施(平成13年～)
市町村への指導・助言等

市町村

相談窓口の設置(平成18年度～ 予定)

施設

・施設の運営基準において原則身体拘束禁止を規定 (平成12年～)
・施設長 → 研修の受講 (平成17年度～)
・看護職員 → 研修の受講 (平成17年度～)

在宅

・介護相談員等への研修
・理解普及のための研修や講習会の開催
(平成13年度～)